

水道施設の災害対策に対する行財政支援等について



- 水道施設が甚大な被害を受けた阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、豪雨災害等の経験を踏まえ、災害対策は必要不可欠と再認識
- 水道施設の災害対策は、広く地域の防災機能強化に寄与するものなので、全額を水道事業者が負担することのないよう支援が必要である
- 効率的な経営を行う事業者や早期から施設整備に取り組んできた事業者は、資本費が抑制されているため補助の対象になりにくい

① 「激甚法」の適用

(現状) ・水道は「激甚法」の対象外であり、特別立法で対応
 ・下水道事業など、ほとんどの公共土木事業は「激甚法」の対象



水道施設災害復旧工事(給水装置工事も含む)を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に規定し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の対象とするとともに、財政支援のより一層の充実・拡充を図ること。 【要望事項(1)】

② 補助対象の拡大

(現状) ・東日本大震災では、送水管など重要管路のバックアップがなかった地域で影響が長期化
 ・津波や広域停電など想定外の事態が発生

◆ 東日本大震災の被害状況

停電による断水個数	76.3万戸 (総断水戸数の30%)
主要浄水場に自家発電設備を設置していた被災事業者の割合	65.7%
水源被害があった津波被災事業者の復旧日数	92日 (全平均は12日)

厚生労働省「東日本大震災水道施設の被害状況調査最終報告書」より



問題!

経験を踏まえ、より強力な災害対策の推進が急務!



- ・バックアップ機能を備えるための管路のループ化、二重化工事の事業を補助対象とすること 【要望事項(2)】
- ・配水場の場内連絡管の耐震化を補助対象とするとともに、伸縮可とう管をその対象に含め、複数年事業にも対応が可能とすること 【要望事項(3)】
- ・応急給水用資機材・災害復旧用備蓄資材及び加圧式給水車の整備に係る費用を補助対象とすること 【要望施行(4)】

③ 「災害救助法」の制約の撤廃

(現状) ・求償対象とする飲料水の供給について、「やむを得ない事情がある場合」等の制約があり、最終的に被災水道事業者の負担となっている。



- ・災害救助法の適用に「やむを得ない事情があること」等の制約を設けず柔軟に取り扱うこと。
- ・国と都道府県で応急給水費用を負担し、その他市町村や料金に転嫁される水道事業者に負担を生じさせないこと。 【要望事項(5)】

④ 算定基準の見直し



上水道施設災害復旧費補助金の現在給水人口から算定される適用除外限度額を引き下げよう、算出基準の見直しを図ること。 【要望事項(8)】

⑤ 防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債の適用



「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」等に指定されている地域について、普通会計債の防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債を水道事業まで拡大すること。 【要望事項(10)】

⑥ その他



- ・国・行政部局・水道事業者及び関係団体が一丸となった支援体制の構築 【要望事項(6)】
- ・内閣府の「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」の検討を踏まえた国や水道事業者の連携方法の検討及びマニュアルの作成 【要望事項(7)】
- ・機動的な予算執行が可能な地方公営企業会計制度の構築 【要望事項(9)】